**配分基準ポイント確認表　＜様式６＞**

**以下のポイント項目について確認し、該当する項目の点数を○で囲んでください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　基準日：令和7年1月6日時点**

**【融資主体支援タイプ　ポイント】**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **点数** |
| **①** | **付加価値額の拡大** | **⇒ 必須目標「①付加価値額の拡大」と連動** |
| 付加価値額の算定根拠（様式５）を作成し、該当する点数を右欄に記入すること（ア・イの重複可）。※「付加価値額 ＝ 収入総額 － 経費総額 ＋ 人件費」 詳細は様式５で確認してください。 |
| ア　現状ポイント（⑤新規就農ポイント加点を受ける者は除く）　 300万円以上（1点）、600万円以上（2点）、 | **点** |
| イ　拡大率目標ポイント（⑤新規就農ポイント加点を受ける者は除く） |
|  | R9年度までの拡大率　　3%以上（1点）、10%以上（2点）、15%以上（3点）、20%以上（4点）、30%以上（5点） | **点** |
| ウ　増額目標ポイント |
|  | （ア）R9年度までの拡大額　　100万円以上（1点）、200万円以上（2点）、300万円以上（3点）、400万円以上（4点）、500万円以上（5点） | **点** |
|  | （イ）R9年度の付加価値額（認定新規就農者のみ選択可）　　基準額〔R7年度時点での就農年数×50万円〕以上（1点）基準額の10%増し（2点）、基準額の20%増し（3点）、基準額の30%増し（4点）、基準額の40%増し（5点） | **点** |
| **②** | **経営面積の拡大** | **⇒ 当該ポイントを獲得する場合、事業関連取組目標「⑤ 経営面積の拡大」を設定** |
| 下記のいずれかを選択すること。※ 経営面積は、原則として耕作台帳（水稲共済細目書）に記載された面積で算定します。 |
|  | a）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha以上（施設園芸の場合は20%、果樹の場合は10%）経営面積を拡大する。 | **５点** |
|  | ｂ）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha以上（施設園芸の場合は10%、果樹の場合は5%）経営面積を拡大する。 | **４点** |
|  | ｃ）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積を拡大する。　　又は目標年度に現状より、4ha以上（施設園芸の場合は20%、果樹の場合は10%）経営面積を拡大する。 | **３点** |
|  | ｄ）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けている。　　又は目標年度に現状より、2ha以上（施設園芸の場合は10%、果樹の場合は5%）経営面積を拡大する。 | **２点** |
|  | e）上記に該当していないが、経営面積を拡大する。 | **１点** |
| ⓷ | **労働時間の短縮** | 栽培技術などの改善、作業効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、下記のいずれかの取組に該当している。 |
|  | ａ）目標年度までに10％以上削減することとしている。 | **１点** |
| ｂ）目標年度までに20％以上削減することとしている。 | **２点** |
| ｃ）目標年度までに50％以上削減することとしている。 | **３点** |
| **④** | **経営管理の高度化** | 　下記から選択すること。 |
|  | ア）法人化している。または、R9年度までに法人化する。**⇒ 法人化を「する」として当該ポイントを獲得した場合は、事業関連取組目標「⑦－ア 農業経営の法人化」を設定** | **２点** |
|  | イ）GLOBAL G.A.PまたはASIA GAPの認証を取得している。 | **１点** |
|  | ウ）農業版事業継続計画（ＢＣＰ）を策定している。 | **１点** |
| エ）青色申告を行っている、又はR9年までに行う。**⇒ 青色申告を「R9までに行う」として当該ポイントを獲得した場合は、事業関連取組目標「⑦－イ 青色申告の取組」を設定** | **１点** |
|  | オ）有機ＪＡＳの認証を受けている場合、又は受けている面積を拡大する。若しくは、新たに受ける場合。　　　　　　　　　　**１点** |
| **⑤** | **新規就農** | 事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の認定就農者である。 | **２点** |
| 　上記に追加して、次に該当する場合に選択すること。 |
|  | a）50歳までに就農している（法人の場合は役員の過半が50歳以下である）。 | **２点** |
|  | b）事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない場合。 | **１点** |
| **⑥** | **農業者の育成** | **令和6年1月29日から令和7年1月29日までの間**に、農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。 | **１点** |
|  | 受け入れた農業研修生が、**過去5年以内**に研修を終了し独立、認定就農者又は認定農業者となっている場合。 | **１点** |
| **⑦** | **女性の取組** | 下記のいずれかに該当している。 | **３点** |
|  | ア）女性農業者（自らが農業経営を行っている、又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である）イ）代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を超える法人又は任意組織ウ）法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者である |  |
| **⑧** | **輸出事業計画との連携** | 輸出事業計画の認定がされている。（助成対象者が所属する団体等の作成を含む。導入機械等が関連する品目であること）。 | **１点** |
|  |  |  | **合計** | **点** |

**【地域構造農業転換支援タイプ　ポイント】**

|  |  |
| --- | --- |
| **項　目** | **点数** |
| **①-2** | **付加価値額の拡大** | **⇒ 必須目標「①付加価値額の拡大」と連動** |
| 付加価値額の算定根拠（様式５）を作成し、該当する点数を右欄に記入すること（ア・イの重複可）。※「付加価値額 ＝ 収入総額 － 経費総額 ＋ 人件費」 詳細は様式５で確認してください。 |
| ア　現状ポイント（⑤新規就農ポイント加点を受けるものは除く）　 300万円以上（1点）、600万円以上（2点）、 | **点** |
| イ　拡大率目標ポイント（⑤新規就農ポイント加点を受けるものは除く） |
|  | R9年度までの拡大率　10%以上（1点）、15%以上（2点）、20%以上（3点）、30%以上（4点）、40%以上（5点）、50%以上（6点）、70％以上(7点) | **点** |
| ウ　増額目標ポイント |
|  | （ア）R9年度までの拡大額　　100万円以上（1点）、150万円以上（2点）、300万円以上（3点）、400万円以上（4点）、650万円以上（5点）、1000万以上(6点)、1500万以上(7点) | **点** |
|  | （イ）R9年度の付加価値額（認定新規就農者のみ選択可）　　基準額〔R7年度時点での就農年数×50万円〕以上（2点）基準額の10%増し（3点）、基準額の20%増し（4点）、基準額の30%増し（5点）、基準額の40%増し（6点） | **点** |
| **②-2** | **経営面積の拡大** | **⇒ 当該ポイントを獲得する場合、事業関連取組目標「⑤ 経営面積の拡大」を設定** |
| 下記のいずれかを選択すること。※ 経営面積は、原則として耕作台帳（共済細目書）に記載された面積で算定します。 |
|  | a）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より20ha以上（施設園芸の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%）経営面積を拡大する。 | **７点** |
|  | b）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より10ha以上（施設園芸の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%）経営面積を拡大する。 | **６点** |
|  | c）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha以上（施設園芸の場合は20%、果樹の場合は10%）経営面積を拡大する。 | **５点** |
|  | d）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha以上（施設園芸の場合は10%、果樹の場合は5%）経営面積を拡大する。 | **４点** |
|  | e）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けている。かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大する。又は目標年度に4ha以上（施設園芸の場合は20%、果樹の場合は10%）以上の経営面積を拡大する。 | **３点** |
|  | f）令和7年1月29日時点で農地中間管理機構から賃借権設定等を受けている。かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大する。又は目標年度に2ha以上（施設園芸の場合は10%、果樹の場合は5%）以上の経営面積を拡大する。 | **２点** |
|  | g）上記に該当していないが、経営面積を拡大する。 | **１点** |
| **③** | **農産物の価値向上** | 　次に該当する場合に選択すること。 |
|  | ア）事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。 | **１点** |
|  | イ）有機JASの認証を受けている又は受けることとしている場合は1点加点 | **１点** |
| **④** | **農業経営の複合化** |  | ア）土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。 | **１点** |
|  | イ）品目転換についてa又はbの取組に該当している　　a)事業実施3年度内に経営面積又は農産物の売上高(農産物の生産・加工に係る売上高）の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。　　b)事業実施前3年度内に経営面積又は農産物の売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている | **１点****２点** |
| **⑤** | **経営管理の高度化** |  | ア）法人化している。または、R9年度までに法人化する。**⇒ 法人化を「する」として当該ポイントを獲得した場合は、事業関連取組目標「⑦－ア 農業経営の法人化」を設定** | **１点** |
|  | イ）GLOBAL G.A.PまたはASIA GAPの認証を取得している。 | **１点** |
|  | ウ）農業版事業継続計画（ＢＣＰ）を策定している。 | **１点** |
|  | エ）青色申告を行っている、又はR9年までに行う。**⇒ 青色申告を「R9までに行う」として当該ポイントを獲得した場合は、事業関連取組目標「⑦－イ 青色申告の取組」を設定** | **１点** |
|  | オ）労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。 | **１点** |
| **⑥** | **環境配慮の取組** |  | ア）事業実施前3年度以内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。 | **１点** |
|  | イ）環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることとしている。又は受けることとしている。 | **１点** |
| **⑦** | **労働時間の短縮** |  | 栽培技術などの改善、作業効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、下記のいずれかの取組に該当している。 |  |
|  | ａ）目標年度までに10％以上削減することとしている。 | **１点** |
|  | ｂ）目標年度までに20％以上削減することとしている。 | **２点** |
|  | ｃ）目標年度までに50％以上削減することとしている。 | **３点** |
| **⑧** | **輸出の取組** |  | ア）助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものである。 | **１点** |
|  | イ）助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその取組内容に関連するもの。 | **１点** |
| **⑨** | **新規就農** |  | 事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者である。ただし、認定就農者である場合に限る。なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。 | **２点** |
|  | a）50歳までに就農した者である場合(法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。） | **３点** |
|  | b）新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を修了した者である。 | **１点** |
| **⑩** | **農業者の育成** |  | 農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く）を受け入れている。なお、以下に該当する場合は加点する。 | **１点** |
|  | a）就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めたものである場合。 | **１点** |
|  | b）aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、5年以内に研修を独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合は、独立した農業研修生1名につき1点(3名以上は一律に3点） |  |
| **⑪** | **女性の取組** |  | 以下のいずれかに該当している | **３点** |
|  | ア）女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） |  |
|  | イ)代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 |
|  | ウ）法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。 |
|  |  |  | **合計** | **点** |

**※農業支援サービス事業体が申請する場合は、別基準に基づくポイント算出が必要となります。**

**合計ポイント　　　　　　　点**